

議案第23号

八幡浜市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例の制定について  
標記条例を次のように制定する。

令和2年2月25日提出

八幡浜市長 大城一郎

記

八幡浜市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例

八幡浜市中小企業振興資金融資条例（平成17年条例第173号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。ただし、改正前の欄に掲げる規定で改正後の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加えるものとする。

改正後	改正前
<p>(預託)</p> <p>第2条 八幡浜市（以下「市」という。）は、<u>予算</u>で定める金額を運用資金として、市内金融機関に預託する。</p>	<p>(預託)</p> <p>第2条 八幡浜市（以下「市」という。）は、<u>予算</u>で定める金額を運用資金として、市内金融機関に預託する。</p>
<p>(融資枠)</p> <p>第4条 預託を受けた金融機関は、愛媛県信用保証協会（以下「協会」という。）から<u>融資</u>の債務保証を受けることにより、この預託金の1.4倍の融資枠を設置する。</p>	<p>(融資枠)</p> <p>第4条 預託を受けた金融機関は、愛媛県信用保証協会（以下「協会」という。）から<u>貸付</u>の債務保証を受けることにより、この預託金の1.4倍の融資枠を設置する。</p>
<p>(損失の補償)</p> <p>第6条 <u>協会が</u> 融資の債務保証により元利金の全部又は一部について損失を受けたときは、<u>市は</u>、協会との間で締結した損失補償に関する覚書に基づき補償する。</p>	<p>(損失の補償)</p> <p>第6条 <u>協会が、</u> 融資の債務保証により、元利金の全部又は一部について損失を受けたときは、<u>市は</u> 協会との間で締結した損失補償に関する覚書に基づき補償する。</p>
<p>(緊急経営資金)</p> <p>第9条の2 (略)</p> <p>2 融資の対象は、前条の規定に該当する者で、直近の<u>3か月</u>間の月平均売上高が昨年同期の月平均売上高と比較して<u>100分の5</u>以上減少しているものとする。</p>	<p>(緊急経営資金)</p> <p>第9条の2 (略)</p> <p>2 融資の対象は、前条の規定に該当する者で、直近の<u>3箇月</u>間の月平均売上高が昨年同期の月平均売上高と比較して<u>5%</u>以上減少しているものとする。</p>
<p>(融資の期間)</p>	<p>(融資の期間)</p>

第11条 融資の期間は、60か月以内とする。  
ただし、緊急経営資金にあつては、72か月以内とする。

(融資金の返還等の条件)

第15条 融資金の返還、融資利子その他融資に関する事項は、市と協会及び金融機関が協議の上決定する。

(金融機関の既融資金の肩代わり禁止)

第16条 金融機関は、この条例による融資金により金融機関固有の既融資金と肩代わりさせ、又は融資金の使途を不当に拘束する等のことがあつてはならない。

(融資に関する報告)

第17条 協会は、この預託金に基づく融資状況及び回収状況を毎月市長に報告しなければならない。

第11条 融資の期間は、次のとおりとする。

(1) 運転資金 50箇月以内

(2) 設備資金 60箇月以内

2 緊急経営資金にあつては、72箇月以内とする。

(貸付金の返還等の条件)

第15条 貸付金の返還、貸付利子その他貸付に関する事項は、市と協会及び金融機関が協議の上決定する。

(金融機関の既融資金の肩代わり禁止)

第16条 金融機関は、この条例による融資金により金融機関固有の既融資金と肩代わりさせ、あるいは融資金の使途を不当に拘束する等のことがあつてはならない。

(融資に関する報告)

第17条 協会は、この預託金に基づく貸付状況及び回収状況を毎月市長に報告しなければならない。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に改正前の八幡浜市中小企業振興資金融資条例（以下「旧条例」という。）の規定により融資の申込みを行い、又は現に融資を受けている者に係る旧条例第11条に規定する融資の期間については、なお従前の例による。

## 提案理由

中小企業振興資金のうち、運転資金の融資に係る期間を延長し、利用者の利便性の向上を図るため。